

## 令和元年度第1回取手市総合教育会議 議事録

1. 開催日時：令和2年1月29日（水） 午前9時15分～午前10時30分

2. 開催場所：取手市役所 議会棟 執行部控室

3. 出席者

藤井市長

伊藤教育長、小谷野教育長職務代理者、櫻井委員、猪瀬委員、石隈委員

事務局：政策推進部 南部長

政策推進課 彦坂課長、高中副参事、作田係長、鈴木（記録者）

教育委員会 田中部長

教育総務課 石塚次長、蛭原（康）課長補佐

指導課 浅野課長

傍聴人：1名

4. 議題

(1) 取手市教育大綱の改定について

(2) 取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策について

(3) その他

5. 議事内容

(開会)

(市長あいさつ)

皆様おはようございます。令和2年ももう1か月を過ぎようとしているところでございます。世間的には新型コロナウイルスの事で騒々しくなっておりますけども、取手市の教育行政におきましては、昨年11月29日に猪瀬哲哉委員、そして12月13日には石隈利紀委員も加わりました。取手市の教育行政に対して、色々とお教えをいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

さて、本日の議題は、1点目が取手市教育大綱の改定について、2点目が取手市立中学校の生徒の自死事案の再発防止策についてでございます。取手の教育について議論を深め、未来を担う子供たちがしっかり育っていける環境を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは議事に入る前に、本日が初回の会議を迎える委員の方もいらっしゃいますので、会議の概要についてご説明いたします。

本会議ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に位置付けられているもので、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行するために設けられたもの

となります。また、会議のメンバーについては、市長、教育委員会により構成されております。先ほど市長からもお話ございましたが、新たに就任された方もいらっしゃいますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

猪瀬委員：おはようございます。11月29日付けで教育委員となりました猪瀬と申します。私は現在、中学校2年の長男と小学5年の長女の保護者をしております。そして現在、藤代中学校でPTA会長を務めております。この教育委員会の場では、保護者の立場としての意見と、小中学校でのPTA活動で培った経験を生かして活動できればと思っております。よろしくお願いいたしますを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

石隈委員：おはようございます。このたび、教育委員を拝命しました石隈と申します。私は東京成徳大学で学校心理学を専門としております。学校心理学は子どもや学校を支援する領域でありまして、今回そういう領域にいる私が教育委員の仕事をしていただいたことをとても誇りに思っておりますし、これから取手市及び取手市の教育のことについて、勉強しながら、少しでも貢献したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは本日の議題は、1点目が取手市教育大綱の改定について、2点目が取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策についてとなります。それでは取手市総合教育会議運営規程第3条により、議事の進行を藤井市長にお願いします。よろしくお願いいたします。

市長:それでは、1つ目の議題になります、取手市教育大綱の改定について、事務局より説明願います。

事務局：まず、最初にお手元の資料について確認いたします。資料番号が振ってあるものが1, 2と5となります。3, 4につきましては皆様お持ちの再発防止策の提言と経緯を資料3, 4という扱いにさせていただきます。今回お手元にお配りしているものとしては、1の名簿、2の取手市教育大綱の案、5の再発防止策の提言検討の件についての趣旨説明という横長の資料となります。資料について過不足等ございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、議事の1つ目となります教育大綱の改定について、ご説明いたします。教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年に改正されたことに伴いまして、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、首長が教育大綱を策定することとなっております。この大綱策定を担うのが本会議となります。現行の教育大綱につきましては、平成27年の法改正を受けまして策定したものです。平成28年度から平成31年度までの4年間を期間としていることから、本年度中に次期教育大綱を策定する必要があります。そのため、本日の会議にて教育大綱の素案を固め、令和2年2月1日から3月1日までパブリックコメ

ントを実施し、その後改定という流れで考えております。

続きまして、大綱の主な見直し点について、ご説明いたします。資料2の(案)をご覧ください。

まず、教育大綱の位置付けと期間について、今回策定を見直すにあたりまして期間を令和2年度から令和5年度までとしており、こちらは取手市の総合計画となります。とりで未来創造プラン2020に合わせた期間の計画となっております。この大綱については、取手市教育振興基本計画の基本ともなるものでございます。

続きまして、基本的な考え方につきましては、文化芸術の分野について加筆いたしました。加筆修正した部分については、見え消しと網かけをしておりますので、その部分が前回の部分から変わっている部分となります。

続きまして、目標についてですが、1番の目標となります「未来を拓く、豊かなところと個性を育む」については変更をしておりますが、その下の文言について、目標の中に、これから説明します基本方針1の部分となりますが、新たな学習指導要領に基づいて加筆したことなどリンクさせまして、「特に、子どもたちが安全に、安心して充実した学校生活を送る環境を整えることが必要となります。」という文言を追加しました。

続きまして、全部で3つの基本方針を定めておりますが、これらについてご説明いたします。基本方針1につきましては、タイトルとなる『豊かなところ、確かな学力、健やかな体の未来を担う「とりでの子」を育てる』ということで、主に、学校での教育についての方針を定めております。今回改定する案ですが、先ほど申し上げました新たな学習指導要領に準拠した形や、今回のいじめの事案の再発防止に取り組んでいくことを決意すること等を含めまして全体的に修正しております。

続きまして、基本方針2につきましては、いわゆる生涯学習に関わる部分となりますが、「いきいきと生涯にわたり学べるまちをつくる」部分については変えておりません。今回変更した部分として、現行の大綱を策定した際は、いばらき国体の開催前でしたので、国体に関する記述があったのですが、そちらを削除しました。更に上部に一部加筆をしております。

続きまして基本方針3となります。こちらが文化芸術に係る部分の基本方針となりますが、タイトルとなる「多様な文化芸術活動や文化資源を活かして誇りや郷土愛を育む」という部分に変更はありません。下の文言の中で、現行大綱の策定時は、ウェルネスプラザのオープン直後でしたので、「ウェルネスプラザ等を活用して」という記述を入れておりましたが、この部分を削除し、文化芸術の拠点となる「たいけん美じゅつ場(VIVA)」が取手市、東京藝術大学、JR東日本及びアトレの4者協定に基づき昨年オープンしておりますので、「文化芸術の拠点を整備し、文化芸術活動が地域活性化につながるよう、市内外に魅力発信します。」という文言を加えております。

以上が主な修正点となります。本日の会議で皆様からいただくご意見を反映し、2月1日から3月1日までパブリックコメントを行う予定となっております。ご審議の程よろしく申し上げます。

市長：ただいま説明がありました。パートで分けてご意見、ご質問等をいただければと思います。まずは、1 ページ目にあります教育大綱の位置付け、期間、基本的な考え方及び目標について、ご意見、ご質問はございますか。

小谷野委員：位置づけや期間、基本的な考え方等について賛同いたします。目標についても「未来を拓く、豊かなところと個性を育む」というのは、やはり今の子どもたちは、自分のこと一辺倒の時代と感ずることがあります。そのような中で、これから自分が将来に向かって生きていく上での目標付けは、とても大切なことだと思います。

市長：ありがとうございました。他にいかがですか。

石隈委員：今回の目標のところ「子どもたちが安全に、安心して」と入れたことはとても良いことだと思います。この安全安心は、自然災害や校内暴力等様々な意義があると思います。学校にはスクールセーフティーという考え方がありまして、アメリカでは銃乱射事件等もある中で、学校における安全や安心は自然に得られるものではなく、しっかりと協力して作っていき、維持していく努力をしなければいけないという意味で、大綱の中の文言として出てくることは、極めて重要だと思います。

市長：ありがとうございました。他にいかがですか。

櫻井委員：私は教育委員会を代表し、取手市の総合計画策定についても総合計画審議会委員として参加させていただきました。今回策定するとりで未来創造プラン 2020 から新たに加わった視点として2点ありました。1つ目が市制施行 50 周年、2つ目が持続可能な開発目標 (SDGs) の推進でした。この2点に共通していることは継続性ということです。市制施行 50 周年の節目の年ではあるけれど、それを単発的なイベントとはせず、これを契機として今後の取手市に向けた長期的なまちづくりをしていこうと、また、SDGs については、持続可能な世界を実現するためのものということで、とりで未来創造プラン 2020 に新たに加わったこの視点を教育大綱のほうにも反映させるべきではないかと思えます。それにつきまして、この大綱の基本的な考え方のところの3行目ですね、「総合的に教育環境の整備を行うこととしています」のところに総合的に加えて「継続的」という言葉を入れてはいかがかと提案いたします。

市長：ありがとうございました。これについてどうですか。

委員：賛成です。

事務局：それでは、櫻井委員からのご提案について、基本的な考え方の部分に総合的の後

に「継続的」という文言を加える形で、修正いたします。

市長：それでは、その次の基本方針 1 についてご意見やご質問はございますか。

委員：なし。

市長：基本方針 1 で新たに追加をした文言については、取手市でおきました自死事案等を踏まえて一人一人の問題をみんなで共有しながら、学校・家庭・地域社会が連携してその解決にあたるということが骨格になって、大切なプロセスとして加えられていくことと思いますので、十分に尊重していきたいと私自身も思っているところでございます。

それでは続きまして、基本方針 2 につきましてご意見やご質問をお願いします。

小谷野委員：1 つ質問がございまして、網掛けの 1 行目から 2 行目にかけての部分の中に、学習需要の拡大に応えるという表現がありましたが、その要因についてご説明いただけますか。

事務局：学習需要の拡大という表現ですが、市民講座や、市民大学といった、市で主催しております、広い意味での学習に対する需要として、様々な分野に対する講座等へのリクエストを市民の方からいただいております。市民の皆様の学ぶ意欲を市として、生涯学習という観点から応えていきたいというメッセージを加えるために追加記述しております。

小谷野委員：ありがとうございました。

市長：私から教育委員会の方々にお問い合わせがございまして、2 月に取手市では、市民大学特別講座としてピーター・フランクル氏の講座を予定しております。数学者として、また大道芸人として非常に学ぶことが多いと思うのですが、こういったものを是非親子で視聴していただけるように学校というルートを通して働きかけをしていただきたいと思います。そのように申し上げる理由は、様々な方々とお話をする中で、転入して取手に来て、もともと友達が少なかったような方々が PTA 活動等を通して、取手市を支えていただき、家庭教育学級のような学びの場に継続して出てくることによって、ご自身も勉強することができ、一緒に勉強してきた仲間が一生の仲間になって今日の交流の宝になっているようなお話を方々で聞くことがあります。

しかしながら、昨今は保護者の皆様方もお忙しいこともありまして、なかなか家庭学級的なものに参加される人も少なくなってきています。そういう中で、今回のピーター・フランクル氏の特別講座は週末の日程設定になっていると思いますので、是非、そういう場に出ていただければと思います。基本方針 3 のところにも少し絡むのですが、取手市の生涯学習は私にとっても特別な思いがありまして、人口 10 万人程度の市としては豊富なメニューを提示してきているのですが、受講者の多くがご年配の方が多いのが現状で

す。保護者の方々にも受講していただきたいと考えており、学校からの働きかけもお願いできればと思います。

教育長：先ほど生涯学習需要の拡大という話がありました。個人の興味関心ばかりではなく、社会との繋がりツールという意味でも、生涯学習活動というものは大切でして、そこに足を運んでいただける方を増やすことも、課題の1つであると捉えています。そのためには、やっぱり学校現場から生涯学習にどのように入っていくかっていうのはやっぱり非常に重要ですので、まずはそのような講座に参加していただき、問題意識であったり、地域の方との繋がりっていうものを醸成するという点では、環境づくりは非常に大切であると思いますので、学校の方もよくお話をさせていただきたいと思います。

小谷野委員：地元にありますと今の生活に安定するというか、何かを求めようとする意欲に欠けて、なかなか学習に対する意欲が高まらない印象があります。ぜひとも万人に向けられそうな内容のものが用意されると非常に取り組みやすいのかなという気持ちがあります。例えば先ほどの話にもありましたピーター・フランクル氏のような有名な方が来ることによって、気持ちが動くというようなことに繋がるとと思います。専門的なものも、万人に向けられるものも、どんどん企画して提示していただくとありがたいと強く思います。

市長：ありがとうございました。

櫻井委員：私自身、取手の生涯学習の市民講座について関わっており、非常に多様な講座が数多く展開されています。この日曜日には、SNS講座を主催しまして、募集をかけているところです。SNS講座ですので今、市長もおっしゃいましたように、なるべく壮年の方が市のPRに参加してほしいという思いから、その講座を立ち上げたものです。しかし、参加者はご年配の方が非常に多く、この方々が市のPRに一役買おう、そのためにSNSを学ぼうという非常に良い動機で参加される方々が多いのですが、こちらの基本方針に追加されたように非常に幅広い年齢層の方が生涯学習に関わってきていただきたいと思っています。現状、生活や気持ちにゆとりができたリタイヤ後の方々が、生涯学習を学びたいという気持ちを持っていらっしゃるということは私も実感しております。そういった意味でも、この基本方針2のところは非常に大切なポイントではないかと思っています。

先ほど小谷野委員のほうからもこの「学習需要」という言葉についてご質問がございましたが、とりで未来創造プラン2020のほうでは同じところ項目について「学習ニーズ」という言葉が使われております。「学習ニーズ」という形のほうがわかりやすく、親しみやすく、ぱっと見たときに理解しやすいのではないかと思います。こちらはいかがでしょう。

市長：その方が分かりやすいですね。

事務局：やわらかく、わかりやすい表現だと思います。

委員：賛成です。

事務局：では、表現を改めさせていただければと思います。ありがとうございます。

市長：基本方針 2 のところはいかがですか。以上でよろしいですか。続きまして、基本方針 3 につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。

まず、私から一言申し上げたいと思います。昨年 11 月に取手市は、プラチナ構想ネットワークからプラチナ奨励賞というのをいただくとともに、全国で 37 番目のプラチナシティに仲間入りさせていただくことができました。そのときの私の発表の中にもありましたが、取手市は、首都圏 40 キロから 45 キロぐらいのところにあるベッドタウンとして、1980 年代頃までは、お手ごろ価格で便利なベッドタウンということで、ベッドタウンの優劣というのを競っていたと思います。しかし、これからは街としてのオリジナリティを持ち、その街がどこを目指しているのかということが問われていると感じています。その中で取手市は大きく 2 つの柱をあげています。

1 つは、健康社会という意味でのスマートウェルネスです。もう 1 つは、アートによる活性化を掲げているということで、取手市が文化芸術活動や文化資源を生かすということに関しては、特に注力してきた事業です。ただ、アートについては、1 カ所でよく見えるというのが、市の中心市街地が古いこともありまして、見せ方について工夫が必要だったところです。ご承知のとおり、昨年 12 月 21 日に駅ビルの 4 階に「たいけん美じゅつ場 VIVA」という文化芸術の拠点ができただけでなく、見やすくなってきております。これは市民の皆様がアートについて、さらに取手市はアートの街だということについて自信を持ってもらうということと同時に、駅前という利便性ですから、交流人口の拡大という意味で、例えば、東京の 4 つの区と松戸市、柏市、我孫子市、取手市、東京藝術大学及び JR 東日本とで構成する、JOBAN アートライン協議会という組織がありますが、その展示スペースだったり、発表の場や講演会等の器としても十分に使えることになるわけです。是非、教育委員会でも積極的に宣伝をしていただいで、多くの人に来ていただきたいと思っています。また、アートから、人々のさまざまな活動が繋がる、結節点としてアートが役立っていくことを期待しています。

教育長：昨年 12 月 21 日に VIVA ができ、私も何回か足を運んでいます。高校生中心にして、自由な感じで、あの場に来ている雰囲気があります。取手市の場合は、小中学校もそうですが、やはり高校の存在も結構大きくて、高校生が入ってくると、通学範囲が広がりますので、地域性が広がっていくと思います。そういったことで、これから小中学校ばかりではなくて、高校も含めて、異なる年代の交流や地域の広がりというのを、新たな施設ができましたので、学校教育とか、保護者等を通じて広がりが出てきて根づきが一層高まるのではないかといいところも期待もしていますし、私たちも積極的に関わりたい

と考えています。

市長：他に基本方針 3 についてありますか。

石隈委員：今の話を聞いて、この 3 行目に、伝統的な文化芸能活動というのがあって、これは郷土愛とか、地域に繋がるのですが、今回の 2 月の講演の講師の方もそうですけど、海外の方とかいろんな交流が進んでいくということを考えると、例えば、「伝統的また多様な」と入れてみると、もっと広がりが出るかなと思いますが、いかがでしょうか。

市長：では、そちらについても修正をお願いいたします。それでは基本方針 3 ということだけでなく教育大綱に関しまして全体を通してご意見はございますでしょうか。

石隈委員：基本方針 1 に戻りまして、今の多様の部分と関係しますが、この新しい方針の第 2 段落の 2 行目に「1 人 1 人が互いの個性や考え方の違いを尊重し」というのはとても大事なところだと思いますが、今後のこと考えると、人種であるとか、障害の有無であるとか、多様性を考えますと、「互いの個性」というところについて、「互いの特性・個性」ということで「特性」を入れたらいかがでしょうか。

委員：賛成です。

市長：それでは、皆さんの賛同が得られたようなので「特性・個性」ということで付け足したいと思います。他にございますか。

委員：なし。

市長：それでは議論が尽くされたようでございますので、教育大綱に関しましては、いただいた意見を踏まえ、こちらの内容でパブリックコメントを行っていただくようお願いいたします。また、現在の大綱の期間が令和元年度までとなっておりますので、本日の会議の意見を参考にして 4 月から次期教育大綱がスタートできますように対応をお願いしたいと思います。今後のスケジュールについて事務局から説明願います。

事務局：ご議論ありがとうございました。それでは、ご意見をいただいて、訂正や加筆を行う部分について確認いたします。1 つ目が基本的な考え方の項目で「総合的かつ継続的に」と修正いたします。続きまして、基本方針 1 につきましては、網掛けの部分の 6 行目の「1 人 1 人が互いの個性・特性や考え方の違い」という形で加筆いたします。続きまして、基本方針の 2 については、2 行目の「需要」の部分で「ニーズ」と直します。基本方針 3 については、伝統的の部分に「多様な」という表現を追記いたします。以上でよろしいでしょうか。



委員：異議なし。

事務局：それでは、こちらのご意見をいただきまして、改定させていただくことも含めまして、2月1日から3月1日までパブリックコメントを実施させていただき、その際にいただいたご意見があれば、そちらも受けまして、改めて第2回の総合教育会議におきまして再度皆様にご提示し、年度内に策定をすることとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

市長：それでは、よろしく願いいたします。

続きまして、次の大きな項目に入ります。取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策について議題とします。教育委員会から説明願います。

田中教育部長：それでは、議題につきまして、再発防止策の最終提言までの経緯と概略につきまして、ご説明いたします。皆様のお手元には、再発防止策の提言資料3になります。それと括弧書きで検討の経緯という二部構成からなります資料を用意しております。私からは再発防止策の提言について、資料3の6ページから7ページの経緯につきまして、ご説明したいと思います。

平成31年3月20日に県の調査委員会より調査報告書を知事が受領し、その後、知事より、市長が受領いたしました。翌日の3月21日には、市長より教育長がこの調査報告書を受領いたしました。調査報告書をもとにしました再発防止策の検討につきましては、今年度4月8日に県の調査委員会の委員長、副委員長を招いて、本年度第1回の取手市いじめ問題専門委員会（以下、「委員会」という。）を開催いたしました。その後、再発防止策の策定に向けて、6回の審議を行い、10月6日の第7回委員会におきまして、再発防止策の提言の素案をお示しいただきました。この再発防止策の素案につきましては、広く意見を求めたいという委員会からの意向を受けまして、10月15日から11月15日までの1カ月間にわたりパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは23名の方よりご意見をいただきました。いただいた意見につきまして、委員会に報告し、第8回委員会において、ご意見を加味した再発防止策の最終提言に向けて、ご審議をいただいたところでございます。

そして、令和2年1月18日に第9回委員会において、再発防止策の最終提言が示されました。こちらを当日、委員会の委員長より教育長が受領し、1月20日には、市長に報告をしたところです。示された提言といたしましては、学校に対する再発防止策の提言として10の提言が、教育委員を含む教育委員会に対する再発防止策の提言として6つの提言が、そして県教育委員会に対しましては2つの提言ということで、全部で18の提言が示されました。今後、教育委員会としましては、これらの提言1つ1つについて、再発防止策を実現するよう取り組んでまいりたいと思います。提言の概要につきましては、既に取り組んでいるものや今後の方針についてそれぞれ担当課長よりご説明いたします。

浅野指導課長：私からは学校現場に対する再発防止策の提言についての現在の状況等についてご説明いたします。資料5を使ってご説明いたします。2ページをご覧ください。先ほど教育部長からも説明しましたとおり、学校に対する再発防止策、そして、市長に対する再発防止策、さらに県に対する再発防止策というのが、概略で示されております。学校に対しましては、1から10までの提言が示されているところですが、特に提言の1の複数教員で生徒を見ることができるシステム（全員担任制、複数担任制等の導入）、2の生徒の抱える課題や悩みを捉えて対応する教育相談部会システムの構築については、学校現場の組織改革を伴うものとなるため、市教委、そして校長会、教頭会、教務主任会の代表による再発防止策検討会議において、実施に向けての検討を進めてまいりました。

そこで検討してきたものとして、次の3ページにあります、取手市の新しい学校教育の3つの取り組みというものになります。図の上部の左側には提言の1を受けて、中学校での全員担任制と小学校でのチーム指導となります。図の上部の右側には提言の2を受けて、教育相談部会システムの構築となります。そして、その下には、こちらは提言のほうには示されていませんが、提言1と2を効果的に運用するため、2学期制の導入となります。次の4ページになります。まず、中学校における全員担任制、小学校におけるチーム指導については、どちらも複数の教員がさまざまな視点で児童生徒を見ることができるようにするためのシステムです。具体的には、中学校においては担任を固定せず、学年の教員が交代で担任の業務を行うことや生徒や保護者が相談しやすい教員を選んで面談をできるようなシステムにしていきます。また小学校においては、一部の授業や、朝の会・帰りの会、それから給食指導などの時間に担任以外の教員も加わり、または入れ替わり等をしながら指導することで、複数の教員が児童生徒の様子を見ることができるようになってまいります。

続いて、提言の2を受けて5ページになります。教育相談システムの導入についてです。このシステムは、児童生徒の悩みや困りごとに気づき、チームとして、支援をするために、新たに教育相談部会を学校内に設置し、相談支援体制の強化を図るものです。教育相談部会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理の専門家や関係機関とともに連携をしていけるよう、コーディネーター役の教育相談主任というのを新たに任命し、対応できるようにしてまいります。

続いて6ページになります。再発防止策の10の提言に関する取り組み、こちらを実施するためには、教員が児童生徒と向き合う時間を増やし、信頼を強くするということが必要になります。児童生徒が学校教育活動に進んで取り組める環境を作ることも必要になると考え、2学期制を導入していくことを検討してきました。

以上3つの取り組みについて、再発防止策の検討会で検討し、令和2年度から実施を目指して協議を現在進めております。今後の流れとしましては、2月初旬にはPTA会長等に3つの取り組みを説明し、その後、学校にも詳細を周知した上で、各学校の保護者へも、年度末のPTA懇談会等を利用してお知らせする予定としております。駆け足とな

りますが、以上で学校に対する再発防止策の取り組みの説明は終わらせていただきます。

石塚教育次長：続きまして、市教育委員会に対する再発防止策の提言の取り組み状況等につきましてご説明いたします。お手元資料 5 に戻っていただいて 2 ページをご覧くださいければと思います。市教育委員会に対する再発防止策として、事務局に対しましては、市教委職員に対する研修の実施、市教委が重大事態の判断において学校等に協議連携すること、教育委員会の体制改善、教育委員会事務局による法的根拠の資料の提供等、資料保管の定めを第三者委員会の設置要綱に盛り込むことの 5 つの提言があり、また、教育委員に対しましては、市教委は、教育委員が法令に反する決議をすることを防ぐため、新たな教育委員が就任する際には、就任した段階で本件事案の経過について共有し、法令違反について注意喚起すべきであるとの 1 つの提言があり、計 6 つの提言がございます。

資料 7、8 ページをご覧くださいければと思います。教育委員会に対する 6 つの提言のうち、外部人材の積極的な登用としまして、このたび、教育行政の最高意思決定機関である教育委員会の委員としまして、石隈委員にご就任をいただいております。また、猪瀬委員、石隈委員に初めて出席いただきました令和元年第 12 回教育委員会定例会での市立中学校の生徒の自死事案についての経過の共有、いじめ防止関連の法令をまとめたファイルを配布するなど注意喚起を行ったほか、令和 2 年第 1 回教育委員会定例会では、第三者委員会での資料保管、教育委員会への引き継ぎを義務づける例規の改正、また、教育委員会会議に提案する議案報告等には法的根拠の資料を提供するといった、既に、再発防止策に取り組んでいる提言もございます。

また、今後、再発防止策に取り組んでいく提言として重大事態の判断における学校との協議連携や教育委員会の体制の改善につきましては、対策の 1 つとして、特に学校で発生するさまざまな事象と直接的にかかわりが深く、さらに先ほど指導課長より説明がありました、市内小中学校での新たな取り組みである中学校の全員担任制や小学校のチーム指導、並びに教育相談システムの導入を支援する教育総合支援センターをより実効性のある組織とするべく機能強化、体制強化に取り組むとともに、市教職員に対する研修も実施を検討してまいります。これら市教委に対する再発防止策の提言についても、引き続き市教育委員会で検討を重ね、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

市長：ご意見やご質問ございましたらお願いします。

猪瀬委員：来年行われる全員担任制について、保護者の意見として県内でも率先的に早く取り組むということで、積極的に生徒たちに向かっていくことについて、私自身はすごくいいことだと思っております。先生方も非常に忙しいので、全員担任制にすることによって、ある程度負担も軽減するのではないかと思います。これは、非常に素晴らしいことだと思っております。

市長：ありがとうございます。他にございますか。

石隈委員：このたび委員になり、これまでのいじめ自死事案に関し、説明をいただきまして、これからもきちんと教育委員として理解して一緒にやっていきたいと思っております。今回の再発防止策を拝見して、これからの取り組みについては、本当に大きな改革だと思っております。一般的に、再発防止策はどうしても抽象的な提案になりがちですが、今回、全員担任制、チーム指導と教育相談部会システムというかなり具体的な指針が出て、それはこれまでの教育委員の方々や教育委員会がしっかり受けとめてこんなに短期間で大胆に提案されていることに対して私は、敬意を表したいと思っております。同時にこれは、大改革ですから、人とエネルギーといろんなものがあると思っておりますので、これは学校教育だけではなくて、取手市を挙げて、資源の活用も含めて、取り組んでいただきたいと思っております。具体的にはもう幾つか出ましたけど、今、国のほうで推奨している「チーム学校」ですね。先生方のチームだけではなくて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用するという学内のチーム、それから、学校、家庭、地域の連携という広い意味でのチームということで、今猪瀬委員からも話がありましたけど、PTAや保護者の方の協力なしには進まないと思っておりますので、そういった方々も取り込みながら進めていただければと思っております。先ほどから研修という言葉が何回も出て、研修会やOJTも含めて、学校の先生や、私たち心理職もそうですが、1人で良い仕事をしようと、一流の専門家になろうと皆さん努力されていますが、子どもたちにとって大事なものは、一流の教員ではなくても、学校から良い教育やサービスが届くことが大切だと思います。ですから、1人の担任が抱えないように、意識改革をし、困ったら先生同士がSOSを出せるっていう雰囲気づくりも含めて進めていってほしいと思っております。

それから、教育相談部会システムに関しては、教育相談主任の役割が極めて重要になると思っておりますので、教育相談についての民間の資格もあります、ガイダンスカウンセラーの進出もありますので、そのような方を積極的に登用していただきたいし、そういうコーディネーター的な方が動きやすいように市から学校への財政的な支援も必要だと思います。

市長：ありがとうございました。

小谷野委員：私も改革としては、令和に入って、最初のとても大きな改革なので、これを頑張ってやろうとする先生方になってほしいという希望が非常に強いです。私も教員出身ですから、新しいことに対してどのように積極的になれるかということに関しては、非常に弱いところがあります。ですから、これを全校一致でやっていく姿勢づくりっていうのが、4月からの1学期の間、非常に大きなパワーを必要とするものという覚悟で先生方にお伝えするということが大事だと考えております。やはり私たちは将来を担う子どもを何とか育てていくわけですから、それを一番に考え、意識改革というのを進めていきたいと感じています。私たちの学校訪問等の中でもお聞きしながら、その進行具合を確認できるような状況に私たちも責任を持ってがんばって進めていきたいという意向を強く持っております。

市長：ありがとうございます。ほかにございますか。

櫻井委員：私のほうからは、2点につきまして意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、全員担任制、チーム指導の導入ということでは、全員に対して学年の教員による、全員担任制、チーム指導ということで、計画されていると思いますが、取手市の先生方、非常に優秀な先生方が多いです。中でも管理職の先生方、特に今、青少年相談員として藤代南中に関わらせていただいておりますが、藤代南中の校長先生などは教育研修センターのほうで石隈先生とは一緒に研修をされているということで、管理職の先生方にも教育相談であるとか、そういったことに造詣が深い先生方もいらっしゃいます。希望として生徒、保護者が相談しやすい教員をできれば学年に固定せずに、先日麴町中学校の工藤先生がいらっしゃったときに、工藤先生のほうからも話ありましたが、麴町中学校では直接工藤先生が相談に乗られることもあるということをお伺いしました。そういったスキルをお持ちの管理職の先生方にも、このチームの中に入れていただき、教育相談のほうを充実させていただきたいと思います。

また、2点目は、2学期制の導入についてです。こちらについては、教員が児童生徒と向き合う時間を増やして信頼関係を強くすると、学習にじっくり取り組める環境ということで2学期制を導入するということですが、一方で2学期制のほうには特に中学校におきまして評価の面でのデメリットと申しますか問題点がございまして。今まで3学期の場合、中間テストと期末テストを3回ずつ行い、合計6回のテストで評価をしていたのを4回のテストでの評価にならざるを得ないという問題点もあります。この2学期制の導入につきましては、県内でも守谷市や水戸市で導入済の自治体もありますので、導入の様子を踏まえて導入させていただきたいと思います。

市長：ありがとうございます。私のほうから1点お願いしたいと思っています。いわゆる学習指導要領には、何をどのように教えるかが書いてあると思います。スクールソーシャルワーカーの方々は福祉の視点で、ご家庭含めて社会から孤立をしていないかとか、経済状況はどうだろうかとか、スクールソーシャルワーカーが活動されたことによって、こういったケースのお子さんが、本来の立ち位置に戻すことができたとか、学校の先生では見えない情報を得ることができて、教育現場で生かすことができたとか、取手市はこれから導入するという段階でしょうから、先行する自治体で良い例がありましたら、私どもにも教えていただけたらと思います。

その他、ご意見等はございますか。

教育長：学校教育のシステム等様々な変更があります。学習指導要領にもありますが、指導する側の視点に傾きがちであったことを、子どもたちの相互の関係や、その子どもが置かれた背景の問題も含めて、子ども自身がどういう状態であるかということが非常に大事だと思います。取手のいじめの問題もそこに通じるものがありますので、今回、思い切っ

た提言をいただき、具体的に踏み出していくにあたり、実際に新しいやり方を学校の現場でどのように取り入れていくかということが非常に大切な問題です。先生方も忙しい中で、行政側が学校に対してサポートをしていく必要があります。教育総合支援センターから学校に対して、支援員という形で訪問したり、スクールカウンセラーも相談部会の会議に入る、そのような場には、管理職も入り対応をしていきたいと考えています。

また、2学期制についてもですが、先行事例があるわけですね。様々な課題があることを実際おやりになっているところは、その課題を乗り越えてきていると思いますので、先行事例を研究したりしながら取り組んでいきたいと思います。まず、第1弾として麴町中学校の工藤先生にもおいでいただきましたけれども、改めて2月にも学校公開しておりますので、そちらを現場の先生方にぜひ声かけをしてやっていきたいと考えてございます。そこで出てくる疑問点や課題について、学校と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

市長：ありがとうございました。それでは2の取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策につきましては意見が出尽くしたようです。続きまして(3)その他につきまして、事務局からなにかございますか。

事務局：その他については、事務局からは特にありません。次回の総合教育会議のスケジュールにつきましては、改めて調整いたします。

市長：それでは、再発防止策の提言につきましては、茨城県による調査やいじめ問題専門委員会の方々と多くの方々のお力に拠りまして、いただくことができました。この提言を生かして、未来を担う子どもたちがしっかり育っていける取手市をつくっていきたくて考えております。

以上で、第1回取手市総合教育会議を閉会いたします。